

入 札 説 明 書

島根県警察情報ネットワーク（S P W A N）回線利用契約については次のとおりとする。

1 入札内容

- (1) 入札の件名
島根県警察情報ネットワーク（S P W A N）回線利用契約
- (2) 回線の仕様等
別紙1「島根県警察情報ネットワーク（S P W A N）回線仕様書」のとおり
- (3) 回線利用期間
令和8年3月1日から令和14年2月29日まで（6年間）
- (4) 初期導入期間
契約締結日から令和8年2月27日まで
- (5) 回線設置場所
別紙3「島根県警察情報ネットワーク帯域一覧表」のとおり

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4 機械器具類」小分類「(5)電気通信機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 電気通信事業法第9条の登録を受けた者であること。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

3 入札の場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒 690-8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話 0852-26-0110（内線2241～2242） FAX 0852-28-7111
- (2) 入札説明会

行わない。

(3) 入札の日時及び場所等

- ア 入札日時 令和 7 年 9 月 16 日（火）午後 4 時 00 分
- イ 入札場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 2 階 会計課用度係
- ウ 郵便により入札を行う場合
書留等配達記録が残るものに限る。
令和 7 年 9 月 16 日（火）午後 4 時 00 分までに(1)の場所に到着していること。

(4) 開札の日時及び場所等

- ア 開札日時 令和 7 年 9 月 17 日（水）午前 10 時 00 分
- イ 開札場所 島根県警察本部 7 階 聴聞室

4 入札の方法等

(1) 入札の方法

- ア 入札書は、所定の様式によるものとし、「年月日」欄には入札の日を、「氏名」欄には次により記載すること。
 - (ア) 入札、開札日に入札・契約権限がある者（支店長等名称は問わない。以下「支店長等」という。）が自ら入札に参加する場合は、法人の名称及び当該支店長等の氏名を記載すること。
 - (イ) 支店長等が、支店長等以外の者（以下「代理人」という。）に入札に関する一切の事務を委任したときは、委任状に代理人の住所氏名を記載するとともに、法人の住所、名称及び支店長等の氏名を記載の上、入札書とともに委任状を提出しなければならない。
 - (ウ) 入札者又はその代理人は、本件にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- イ 入札書は、封筒に入れ密封のうえ、封筒の表書きとして「入札者の法人名」、前記 1 の「入札の件名」及び「入札書在中」と記載し提出すること。
- ウ 入札書を郵送する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、表に「入札者の氏名又は名称若しくは商号」、「開札日」及び「調達物品名」を記載し、外封筒に「入札書在中（調達物品名）」と朱書きして、書留郵便にすること。
- エ 入札者は、当該物件にかかる一切の諸経費を含めて入札金額を見積もること。
- オ 落札金額にあたっては、予定価格の範囲内で最低入札価格をもって落札金額とする。
- カ 入札者は、その入札書の書き換え、引換又は撤回をすることができない。
- キ 開札の結果、各人に入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、当該入札の終了後に再度の入札を行う。
- ク 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

- ア 島根県会計規則第 61 条第 1 項の規定により、回線利用に係る金額を回線利用期間の月数で除し、12 を乗じて得た額及び初期導入に係る金額の合計額の 100 分の 5 以上を徴収する。ただし、島根県会計規則第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 入札保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定により現金のほか、

国債、地方債その他の有価証券の提供をもって代えることができる。

ウ 入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は次のとおり。

- ・ 納付場所
島根県松江市殿町 8 番地 1
島根県警察本部
- ・ 納付時期
入札日当日の午前 9 時から正午まで

エ 入札保証金は、島根県会計規則第 61 条第 3 項の規定により落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとする。

オ 入札保証金は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 4 項の規定により落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。

(3) 再度入札

ア 再度入札は初回を含めて 2 回までとする。初回の入札において落札者がいないときは、改めて入札日時を決定、通知の上、再度入札を行うものとする。

イ 再度入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとする。

(4) 入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後入札を辞退する場合は、開札日までに入札辞退届を郵送により提出すること。

(5) 落札者の決定方法

本説明書に示した業務を履行できると警察本部長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第 62 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじをひかない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くこととする。

(6) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第 61 条の 3 第 1 項の規定により当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがある。

(7) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則第 63 条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とする。

また次の事項に該当する場合も当該入札者の入札は無効とする。

- ア 入札書の入札金額が加除訂正されているとき。
- イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。
- ウ 入札書の入札金額以外の記載事項が押印されずに加除訂正されているとき。

(8) 落札の通知

落札者が決定したときは、島根県会計規則第 64 条の 2 の規定により直ちにその旨を当該落札者に通知する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行にあたって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。なお、当該通知を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 入札参加資格確認申請

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和7年8月27日（水）正午までに、入札参加資格確認申請書及び次に掲げる提出書類（以下「申請書等」という。）を3の(1)の場所まで提出しなければならない。提出方法にあつては、簡易書留による郵送とする。（提出期限必着）
 - ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 法務局に登録する役員又は契約等の権限を委任された支店若しくは営業所等を代表する者の氏名、性別、生年月日、住所を記載した役員名簿（以下「役員等名簿」という。）
 - ウ 入札品目内訳書（別途カタログ又は入札品目の詳細が分かる機能一覧等を提出すること）
 - エ 入札保証金免除申請書（免除を希望する場合）
 - オ 電気通信事業法第9条の登録を受けていることが確認できる書類
 - カ 保守体制（故障発生時等緊急連絡体制）表
 - キ 入札参加資格確認の通知に使用する返信用封筒
定形封筒（長型40号程度）に110円切手を貼付し、宛名を記入すること。
- (2) 提出した申請書等に関して説明及び補正を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、入札参加資格の確認は、申請書等の提出をもって行い、その結果は、入札参加資格確認通知書により申請者へ通知する。
- (3) 期限までに申請書等を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

6 契 約

- (1) 契約条項
 - 別添「契約書（案）」のとおりとする。
 - ただし、回線利用料の各年度毎の負担額については、分割支払協議書の承認をもって決定するものとし、回線利用料の各月の支払額については、契約書（分割支払表）で約定することとする。
- (2) 前金払
 - 前金払いは行わない。
- (3) 契約書の作成
 - ア 落札者が決定したときは、島根県会計規則第64条の3第1項の規定により14日以内に契約を締結するものとする。
 - イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書2通に記名押印し、更に島根県警察本部長が当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ウ 前記イの場合において島根県警察本部長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
 - エ 地方自治法第234条第5項の規定により島根県警察本部長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 契約保証金
 - ア 島根県会計規則第69条第1項の規定により、回線利用に係る金額を回線利用期間の月数で除し、12を乗じて得た額及び初期導入に係る金額の合計額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- イ 契約保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定を準用する。
- ウ 契約保証金の納付を要する場合は、落札の日から14日以内に、島根県警察本部会計課まで持参の上納付を行うこと。
- エ 契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付する。
- (5) 契約の手續に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (6) 予算の減額又は削除に伴う契約の解除
本入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合、契約を変更又は解除することがある。

7 質 疑

- (1) 入札説明に対する質疑
入札説明書、添付資料及び仕様書について質疑がある場合は、質疑票により令和7年8月18日（月）正午までに提出すること。
- (2) 提出先
3の(1)に同じ
- (3) 提出方法
郵送又はファクシミリによって提出すること。
- (4) 提出のあった質疑については、書面により回答する。

8 入札説明書添付資料

- (1) 仕様書
- (2) 契約書（案）
- (3) 入札参加資格確認申請書
- (4) 役員等名簿
- (5) 入札書
- (6) 委任状（代理人が入札する場合）
- (7) 質疑票
- (8) 入札品目内訳書
- (9) 入札保証金免除申請書